

令和4年度第2回  
東御市介護保険運営協議会  
東御市地域包括支援センター運営協議会  
東御市地域密着型サービス運営委員会

会議次第

日 時: 令和4年11月18日(金)  
午後2時から午後4時

場 所: 東御市総合福祉センター  
3階講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 東御市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画令和3年度の取り組み  
状況について

資料1

- (2) 東御市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定スケジュールについて

資料2

4 その他

- (1) 地域密着型サービス事業者等の公募結果について

- (2) その他

5 閉 会



東御市介護保険運営協議会 委員名簿 (任期:R3.4.1 ~ R6.3.31)

(敬称略)

区分	氏名	団体等	備考
学識経験者	田中 博文	市議会議員	
	丸山 順子	民生児童委員協議会	副会長 (弥津地区)
	佐々木 裕三	医人会	ささき医院 令和4年4月1日～
	横山 好範	東御市社会福祉協議会	会長
	田中 美恵子	上田広域連合介護相談員	
	塩崎 和男	上田広域連合介護相談員	
	新林 秀友	健康づくり推進員会	令和4年4月1日～
事業所	山浦 京子	介護保険(施設)事業所	社会福祉法人みまき福祉会 ケアポートみまき
	原澤 敦子	介護保険(居宅)事業所	社団法人長野県看護協会 訪問看護ステーションしらかば
	宇田川 美弥子	介護保険(居宅)事業所	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンターとうみ
	森野 洋平	介護保険(居宅支援)事業所	医療法人緑風会 ハーモニック東部
被保険者	唐澤 光章	シニアクラブ連合会	
	三縄 雅枝	女性団体連絡協議会	
	大谷 美知子	在宅介護者	
	柳沢 宗一	在宅介護者	

事務局職員

〒389-0502 東御市鞍掛197 TEL75-5090

役職	氏名	担当
健康福祉部長	小林 秀行	福祉事務所長
福祉課長	小林 裕次	福祉事務所次長
高齢者係長	渡邊 亮太	介護保険(全般)
高齢者係	堀 茜	介護保険(保険料・資格管理)
〃	小暮 絵里子	介護保険(給付管理)
〃	堀口 海	介護保険(認定・施設管理)
〃	菊地 正子	高齢者福祉
〃	丸山 邦子	入所措置
地域包括支援係長	田中 朋子	地域包括支援(全般)
地域包括支援係	森山 悦代	地域包括ケアシステム
〃	渡邊 恵美子	一般介護予防(保健師)
〃	青木 朋子	各種相談、認知症施策(社会福祉士)
〃	奈良 静	各種相談、成年後見(社会福祉士)
〃	尾崎 悟史	虐待防止

○東御市介護保険条例（抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 117 号

（市が行う介護保険）

第 1 条 市が行う介護保険については、法令に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

～略～

（東御市介護保険運営協議会）

第 11 条 市の介護保険事業の運営に関し、市長の諮問に応じて調査審議するため、東御市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織及び任期）

第 12 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、被保険者、事業者（指定居宅サービス、指定居宅介護支援又は指定施設サービスを行う者をいう。）及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 13 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 14 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

～略～

○東御市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年4月1日

告示第35号

改正 平成21年3月27日告示第37号

(設置)

第1条 東御市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営、評価等に係る必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営を図るため、東御市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 運営協議会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) センターの設置等に関する事。
- (2) センターの運営及び評価に関する事。
- (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関する事。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営協議会は、東御市介護保険運営協議会（以下「介護保険運営協議会」という。）の委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期を適用する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第37号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

○東御市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年4月1日

告示第36号

改正 平成21年3月27日告示第38号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営を図るため、東御市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 運営委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関すること。
- (4) その他地域密着型サービスの適正な運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、東御市介護保険運営協議会(以下「介護保険運営協議会」という。)の委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期を適用する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日告示第38号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。